

## 『台湾を知るための 60 章』 記載内容の訂正箇所等について

久木元 真吾

2016 年 10 月 7 日

赤松美和子・若松大祐編『台湾を知るための 60 章』（明石書店，2016 年 8 月）に収録されている、私が執筆した文章につきまして、増刷時に訂正・追加した箇所があります。第 1 刷の本をお持ちの方のために、第 1 刷と第 2 刷の間の異同について、以下の通りまとめました。お詫び申し上げます。

### (1) 「兵役——徴兵制から志願兵制へ（コラム 9）」（pp.208-210）

#### 【訂正箇所】

「兵役——徴兵制から志願兵制へ」、p.210 上段 2 段落目

#### [誤（第 1 刷）]

「その後、時期の変更などがあったものの、1994 年 1 月 1 日以降に生まれた男性は、上述したように 4 ヶ月の軍事訓練だけが課され、それよりも前に生まれた男性で兵役を終えていない場合でも、2016 年以降は基本的に代替役を 1 年課されるだけとなっている。」

#### [正（第 2 刷）]

「その後、時期の変更などがあったものの、1994 年 1 月 1 日以降に生まれた男性は、上述したように 4 ヶ月の軍事訓練が課されるだけとなっている。」

#### [説明]

第 1 刷で文の後半に記していた、1993 年以前に生まれた男性で兵役を終えていない人たちの場合ですが、執筆後に変更があり、2016 年以降もその人たちに対して（代替役ではなく）徴兵が実施される例が出ています。そのため、後半の記述は（「基本的に」とはあるものの）削除することが望ましいと考えました。

[参考]（いずれも 2016 年 8 月 16 日の報道）

- 中央通訊社「國防部：106 年徵集 9600 名役男入營服役」  
<http://www.cna.com.tw/news/firstnews/201608160082-1.aspx>
- RTI「93 年以前出生男性、来年も徴兵対象に」  
<http://japanese.rti.org.tw/news/?recordId=52679>

なお、1994年1月1日以降に生まれた男性が徴兵の対象にならないという点については変わっていないため、文章全体の趣旨まで修正する必要はないと考えています。

(2)「日本における台湾情報の探し方 (付録2)」(pp.366-364)

**【追加箇所】**

「日本における台湾情報の探し方 (付録2)」、p.365、1行目

**[第1刷 (追加前)]**

「台湾関係の本や雑誌などの資料が集まっている場所としては、**⑥公益財団法人交流協会の日台交流センターの図書室**がある。」

**[第2刷 (追加後)]**

「台湾関係の本や雑誌などの資料が集まっている場所としては、**一般財団法人台湾協会**が挙げられる。ほかに**⑥公益財団法人交流協会の日台交流センターの図書室**があり、」

**[説明]**

一般財団法人台湾協会を追加しました。

なお、レイアウトの関係で p.364 の表に追加できなかったため、以下に一般財団法人台湾協会についての情報を記しておきます。

**一般財団法人 台湾協会**

東京都新宿区新宿 6-29-6 エルツ 6 ビル 4 階

<http://www.taiwankyokai.or.jp/>

(以上)